農地転用許可等に関する審査基準等について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６(2024)年９月改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　栃　　木　　県

　知事が行う農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項及び第５条第１項並びに第18条第１項の許可に当たっては、下記の通知を行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第８号ロの審査基準とする。

　ただし、下記の通知のうち「農地法関係事務に係る処理基準について」は、法定受託事務ではないものについても審査基準として適用する。

　また、それぞれの許可についての標準処理期間を下記のとおりとする。

記

１　審査基準

　・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改B404号農林水産事務次官通知）

　・農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長通知、21農振第1598号農林水産省農村振興局長通知）

・農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知、21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知）

　・農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について（平成26年４月　　１日付け25農振第2473号農林水産省農村振興局長通知）

　・太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて（平成28年　　３月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知）

・「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）

　・農地等における一時転用に係る許可の取扱いについて（平成10年３月31日付け農政　　第695号栃木県農務部長通知）

２　標準処理期間

　(1) 農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可

　　①各市町農業委員会から知事又は農業振興事務所長への送付

　　　各市町農業委員会の定める申請締切日から４週間

　　②知事又は農業振興事務所長による処分

　　　各市町農業委員会からの申請書の送付があってから２週間

　(2) 農地法第18条第１項の許可

　　①各市町農業委員会から知事又は農業振興事務所長への送付

　　　申請書受理後40日

　　②知事又は農業振興事務所長による処分

　　　各市町農業委員会からの申請書の送付があってから25日